

グリーン電力認証料金規定

本料金規定は、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「機構」という。）が実施するグリーンエネルギー認証業務におけるグリーン電力認証の料金内容を規定するものである。

1. 適用

料金の適用は、発電設備認定申請日、電力量認証申請日、契約日及びマーク使用日を基準とする。

2. 料金構成

料金は以下のとおりとする。

新規申請者審査料	機構と契約していない事業者からの申請について、証書発行事業者としての適格性審査を行うための料金。
年間登録料	証書発行事業者 1 団体あたりの年間登録料。 なお、新規に発行事業者として登録した場合、当該年度の年間登録料は、新規申請者審査料を差し引いた額とする。
設備認定申請料	発電設備認定申請された設備容量に単価を乗じた料金。
電力量認証申請料	電力量認証申請された電力量に単価を乗じた料金。
認証機関マーク使用料	四半期ごとのグリーン電力証書の発行状況報告に基づき、グリーン電力証書発行電力量に単価を乗じた料金。

3. 料金単価表

	新規申請者審査料	10 万円/件
年間登録料	認定設備登録累計 1MW 超	40 万円/団体
	認定設備登録累計 1MW 未満	20 万円/団体
	認定設備なし	10 万円/団体

通常型

	設備認定申請料	10 円/kW
	電力量認証申請料	0.03 円/kWh
	認証機関マーク使用料	0.07 円/kWh

プログラム型

設備認定申請料	設備容量 10MW 超	10 円/kW
	設備容量 4MW 以上から 10MW 以下	10 万円/件
	設備容量 4MW 未満	5 万円/件
電力量認証申請料	電力量 2GWh 超	0.05 円/kWh
	電力量 0.7GWh 以上 2GWh 以下	10 万円/件

	電力量 0.7GWh 未満	5 万円/件
認証機関マーク使用料	電力量 2GWh 超	0.03 円/kWh
	電力量 0.7GWh 以上 2GWh 以下	0.04 円/kWh
	電力量 0.7GWh 未満	0.05 円/kWh

上記料金単価には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

4. 請求金額の計算

機構は、毎四半期末に、電力量認証申請料、設備認定申請料、認証機関マーク使用料のそれぞれについて、第3項に基づき計算される金額に、請求書発行時の消費税及び地方消費税の税率を乗じた金額（小数点以下切り捨て）を請求するものとする。新規申請者審査料については、申込み受付時に、第3項に基づく金額に請求書発行時の消費税及び地方消費税の税率を乗じた金額（小数点以下切り捨て）を請求するものとする。年間登録料については、毎年4月1日の設備認定状況に応じて第3項に基づいて計算される金額に、請求書発行時の消費税及び地方消費税の税率を乗じた金額（小数点以下切り捨て）を6月末に請求するものとする。

5. 支払い方法

申請者は別途定めのない限り、請求書発行から30日以内に機構指定の口座に料金を支払わなければならない。支払いが遅延した場合は必要な措置を講ずる。

なお、支払い手数料は支払い者が負担する。

6. 料金規定の改定

本料金規定については、機構の業務量・収支状況や認証電力量等を考慮した上で、作成するものとする。

本料金規定の改定内容は、申請者会合に報告する。

以上

附 則(2018年8月1日 制定)

1. この規定は、2018年8月1日より施行する。

附 則(2019年3月11日 改定)

1. この規定は、2019年4月1日より施行する。

附 則(2019年6月11日 改定)

1. この規定は、2019年6月11日より施行する。

附 則(2019年10月21日 改定)

1. この規定は、2019年10月21日より施行する。

附 則(2020年6月23日 改定)

1. この規定は、2020年6月23日より施行する。